

令和 7 年度 指名停止措置状況

指名停止事業者名	所 在 地	指名停止の期間		指名停止の理由	要領適用条項
新明和工業株式会社流体事業部営業本部中部支店	名古屋市中区大須 1－7－1 1	自:7.4.10 至:7.10.9	6月	機械式駐車装置の設置工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が令和 7 年 3 月 2 4 日に排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。	要領別表第3第1号
株式会社ニック	名古屋市中区栄 1－1 5－6 サカエ・ミヤシタビル 5 F	自:7.5.21 至:7.8.20	3月	名古屋市が発注した観光プロモーション事業を巡り、株式会社ニックの取締役が、便宜を図ってもらった見返りに、名古屋市観光交流部の元担当課長に現金を渡したとして、令和 7 年 5 月 8 日に贈賄容疑で逮捕されたため。	要領別表第2第2号